

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2024年11月20日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 寺山 徹

1 業務概要

(1)業務名 (修負)築地川亀井橋公園および築地川祝橋公園の改修整備基本設計等業務

(2)業務内容

本業務は、中央区が策定した「築地川アメニティ整備構想(令和元年9月)」に基づき、築地川亀井橋および築地川祝橋公園の改修整備に係る業務を実施するものである。業務実施にあたり、周辺地域のまちづくりに関する動向(築地一丁目地区等)や、関連計画の策定経緯の把握を行う。また、三吉橋・亀井橋・祝橋・側道(区道)などの関連空間との動線について検討を行い、地域や関係機関に分かり易く理解できる資料を作成する。

対象公園：公園2箇所(公園内歩行者用通路3箇所を含む。下部の覆蓋構造物及び歩行者用通路の構造検討は検討対象から除く。)

・公園(三吉橋～亀井橋間、新設)…面積：約2,660㎡
公園内建物 建築面積：320㎡程度※(平屋を想定)

・公園(亀井橋～祝橋間、新設)…面積：約3,090㎡
公園内建物 建築面積：370㎡程度※(平屋を想定)

※本業務は両公園の敷地を一体とみなして建物計画の検討を行うことも想定している。

・公園内歩行者用通路(新設)…3箇所
三吉橋～「公園(三吉橋～亀井橋間)」間：L40m×W3.5m程度
亀井橋～「公園(亀井橋～祝橋間)」間：L40m×W3.5m程度
祝橋～「築地川銀座公園(既設)」間：L80m×W3.5m程度

具体的には以下のとおり。

1. 公園基本計画

築地川アメニティ整備構想を踏まえたうえで、以下の手順により高速道路の覆蓋上部という特殊な場所に整備される都市公園の機能・性格・テーマ等を明らかにし、基本計画を策定する。策定にあたっては、まちづくり協議会等における地域の意見を反映した公園計画を提案し、地域等と合意を図りながら進めるものとする。また、5.で実施する樹木簡易診断の結果を反映させること。

基本計画においては、既設の「築地川銀座公園(祝橋～万年橋間)」(面積：約1,820㎡)に歩行者用通路(新設)で接続されることを踏まえ、「築地川銀座公園(祝橋～万年橋間)」の改修を含めた一体的な計画検討を実施する。なお③～⑥の公園基本計画については3案ずつとする。

- ① 現況調査
- ② 敷地分析
- ③ 計画内容の検討及び方針の策定
- ④ 基本計画図の作成
- ⑤ 概算工事費の算出
- ⑥ 基本計画説明書の作成
- ⑦ 照査

2. 公園基本設計

基本計画での検討結果及びまちづくり協議会等における地域の意見を踏まえ、基本設計方針案を1案にまとめる。基本設計では諸施設を計画地と対応させるとともに、各施設相互の調整を図り、規模、位置、内容を設定し、実施設計の指標が明確となるように、以下の通り検討・策定を行う。

- ① 設計内容の検討
- ② 基本設計図の作成
- ③ 概算工事費の算出
- ④ 基本設計説明書の作成
- ⑤ 照査

3. 公園内建物基本設計

公園基本計画及び基本設計での検討結果及びまちづくり協議会等における地域の意見を踏まえ、公園内建物基本設計にかかる業務の内容を、以下の通り実施する。

- ① 設計条件等の整理
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との協議用資料作成
- ③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との協議用資料作成
- ④ 基本設計方針の策定
- ⑤ 基本設計図書の作成
- ⑥ 概算工事費の検討
- ⑦ 基本設計内容の発注者への説明等
- ⑧ その他基本設計に必要な業務
- ⑨ 照査

4. 協議用資料作成等支援業務

以下の通り、協議用資料作成等業務実施に必要な支援を実施する。

- ① 3Dモデル・パースの作成
- ② 施工計画資料の作成
- ③ 地元協議等の支援
- ④ 道路占用許可申請用資料作成業務
- ⑤ 学識経験者への意見聴取

5. 公園環境保全のための樹木簡易診断

公園基本計画の現況調査にあたり、既存樹木（高木：高さ3m以上）を対象に、樹木医による簡易診断を行う。診断範囲は、三吉橋～万年橋までの公園及び区道（擁壁側）で、106本を想定している。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2027年2月28日まで

(4) その他

- ① 本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ② 本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
- ③ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における2023・2024年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加

制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項 1 (11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

4)業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、国土交通省、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、独立行政法人又は地方公共団体のいずれかの発注の下、2014 年度以降に以下に示される (a) 又は (b) にかかる検討業務に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

- (a) 都市公園法に定める「休養施設」又は「便益施設」に該当する施設を有する敷地面積 3,000 m²以上の都市計画公園の検討業務
- (b) 都市公園法に定める「休養施設」又は「便益施設」に類する施設を有する敷地面積 3,000 m²以上の都市計画法に定める都市施設として整備された交通広場（駅前広場を含む）の検討業務

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格

以下に示される (a) 又は (b) の技術者資格を有さなければならない。なお、「管理技術者」が (a) 又は (b) の資格のうち、どちらか一方しか有さない場合は、「担当技術者のうち 1 名」は (a) 又は (b) のうち「管理技術者」が有さないもう一方の資格を有さなければならない。

- (a) 技術士 [建設部門（都市及び地方計画）] 又は RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- (b) 一級建築士

なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2014 年度以降に完了した、以下に示される (a) 若しくは (b) の同種又は類似業務について、1 件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

- 同種業務：(a) 都市公園法に定める「休養施設」又は「便益施設」に該当する施設を有する敷地面積 5,000 m²以上の都市計画公園の検討業務
- (b) 都市公園法に定める「休養施設」又は「便益施設」に類する施設を有する敷地面積 5,000 m²以上の都市計画法に定める都市施設として整備された交通広場（駅前広場を含む）の検討業務
- 類似業務：(a) 都市公園法に定める「休養施設」又は「便益施設」に該当する施設を有する敷地面積 3,000 m²以上 5,000 m²未満の都市計画公園の検討業務
- (b) 都市公園法に定める「休養施設」又は「便益施設」に類する施設を有する敷地面積 3,000 m²以上 5,000 m²未満の都市計画法に定める都市施設として整備された交通広場（駅前広場を含む）の検討業務

ハ 手持ち業務量

2024 年 11 月 20 日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2024 年 11 月 20 日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務

を含まない)が契約金額で5億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

③ 予定担当技術者のうち少なくとも1名に必要とされる要件

イ 技術者資格

以下に示される(a)又は(b)の技術者資格を有さなければならない。なお、「管理技術者」が(a)又は(b)の資格のうち、どちらか一方しか有さない場合は、「担当技術者のうち1名」は(a)又は(b)のうち「管理技術者」が有さないもう一方の資格を有さなければならない。

(a) 技術士〔建設部門(都市及び地方計画)〕又はRCCM(都市計画及び地方計画部門)

(b) 一級建築士

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課)を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2014年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有することが望ましい。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

同種業務：管理技術者と同様

類似業務：管理技術者と同様

ハ 手持ち業務量

2024年11月20日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2024年11月20日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない)が契約金額で5億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5)参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1)技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類業務の実績

- ③ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑤ 予定管理技術者の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課
〒100-8930
東京都千代田区霞が関 1-4-1 (日土地ビル 8階)
TEL : 03-3539-9319 FAX : 03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間 : 2024年11月20日(水)から2024年12月18日(水)正午まで
- ② 方法 : 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。
 - ・ 首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)
(<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>)
- ③ 交付資料のダウンロード操作手順 :
上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 電子入札システムによる場合
参加表明書(電子入札システムにより提出すること。)
 - ・ 受付期間 : 2024年11月20日(水)午前9時から2024年12月18日(水)正午まで技術提案書
〈持参の場合〉
 - ・ 受付期間 : 2024年11月20日(水)から2024年12月18日(水)までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。)、午前10時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし、12月18日(水)は正午までとする。
 - ・ 受付場所 : 上記4(1)に同じ。〈郵送の場合〉
 - ・ 受付期間 : 2024年11月20日(水)から2024年12月17日(火)まで
 - ・ 郵送方法 : 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記4(1)に記載の担当部局まで連絡すること。
 - ・ 受付場所 : 上記4(1)に同じ。
- ② 紙入札による場合
参加表明書及び技術提案書
〈持参の場合〉

- ・受付期間：上記(3)①〈持参の場合〉のとおり。
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。
- 〈郵送の場合〉
- ・受付期間：上記(3)①〈郵送の場合〉のとおり。
- ・郵送方法：上記(3)①〈郵送の場合〉のとおり。
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する。）
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。
- (4) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。
 電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）
 （平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）
 Mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
- (7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。